

2023春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	全自交労連
方針決定日	1月24日(火)
要求提出日	2月28日(火)
回答指定期	3月23日(木)

要求項目	要求内容
I. 基本的な考え方	
他産業に比べ、大幅に低い賃金を運賃改定やDXにより生産性を高めることで賃上げを実現し、新規雇用や生活改善につなげる。	タクシーについては全国的に事業者に運賃改定を求める。値上げ実現の際には歩合率の変更などで賃下げにならないよう運動する。ハイヤーについては月額1万円、タクシーについては1万円、自動車教習所については1.5万円を要求。
II. 基盤整備	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	
・賃金水準闘争を強化していくための取り組み	連合の5%+2%の7%を要求し、他産業平均に近づける。
・雇用の維持・創出、社会的セーフティネットの維持・強化	カスタマーハラスメント被害への対応強化等
・集团的労使関係の輪を広げる取り組み	
III-1. 賃金要求	
■ 月例賃金	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	
○規模間格差の是正(中小賃上げ要求)	
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	ほぼ均等。
■ 男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当	ほぼ均等。
■ 初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結	ほぼ均等。
■ 一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応	

Ⅲ-2. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善	
■長時間労働の是正	ハイヤーの企業役員専属運転手の長時間労働の是正。二人体制にするなど。
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	賃金アップによる待遇改善。
■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み	
■人材育成と教育訓練の充実	
■60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み	問題のある乗務員を除き、全員雇用している。
■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み	
■障がい者雇用に関する取り組み	
■中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備	
■短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み	
■治療と仕事の両立の推進に関する取り組み	
Ⅲ-3. ジェンダー平等・多様性の推進	
	女性用施設の改善充実。
その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入	